

## 〔新聞發表案〕

## 全國視學官の再教育

文部省は十月中旬新潟縣に於ける會合を手初めに來年三月初旬までの間に全國の視學官、市視學の全部凡そ一千名を行政地區別に招集して一週間の再教育を斷行することになつた。これは文部省始つて以來の大規模なものであり、多忙な視學官全員を集めるといふことは教育事務上に少からぬ支障を来たすであらうとも考へられるが敢て實施せねばならぬ程緊要な事業である。

新教育は單なる掛聲や通牒ではどうにもならぬ。現場の教師が教育の新たな使命に自覺し情熱を以て起ち上るまではどうにもならぬ。こゝに教師の再教育を急がねばならぬ理由がある。文部省はすでにこの事に着手して居り、來年度は更に大計畫を立てる豫定である。ところで教師を起ち上らせるために今一つ重要なポイントがある。それは視學官の在り方を變へることである。

從來ともすれば官僚的專制的であるといふ非難もあつた視學官に静かに反省的な一週間を與へ、今の民主的教育時代に於て視學官は如何にあるべきか、また所謂新教育の精神と方法は如何、學校生活の新形態、學校經營の評價基準は如何等の問題を検討し協議させて自らの納得の上に自らの在り方を變へるやうにさせようといふのである。文部省の係官や新進の學者の講演や指定の學校視察も行ふが、本計畫の重點は相互の研究協議會に置くものである。そして第一線教師の激励者、援助者相談役といふ役割を擔つて歸任する視學官に依つて新教育の力づよい前進が期待せられるのである。

5-3
83

文部省
7

21.10

新潟會場 視學官講習會實施要領

二、日 程

日 程	午 前	午 後	摘 要
第一日	開會・講義	協 議	
第二日	講 義	協 議	
第三日	講 義	協 議	分科協議會
第四日	學校視察 （全上協議）	（都市の學校）	
第五日	學校視察 （全上協議）	（村の學校）	
第六日	協 議	協 議	合同協議會
第七日	協 議	閉會見發表	合同協議會

其の他の行事として

1. 映寫會（アメリカ教育映畫）
2. マ・司令部教育部員にたづねる會

II、講義豫定表

第一日（十月十五日）

開會の挨拶 學校教育局長 時 間

新教育の原理と方法

（學校教育局）  
（村上視學官）

九時C-1 11時C  
11時C-1 12時C

質 疑

第二日（十月十六日）

教育行政の刷新、再教育、教育研究協議會

（學校教育局）  
（秋村師範課長）

九時C-1 10時C  
10時C-1 11時C

教科書について

（教科書局）  
（青木調査課長）

11時C-1 12時C  
12時C-1 1時C

質 疑

第三日（十月十七日）

教育の科學的研究法

（東京帝國大學）  
（海後助教授）

九時C-1 10時C  
10時C-1 11時C

社會教育について

（社會教育局）  
（小和田視學官）

11時C-1 12時C  
12時C-1 1時C

質 疑

### 三、學校觀察要領

#### イ 観察方法

五班に分かれ視察し、或は資料による調査をなし、その結果を協議する。

#### ロ 観察日程

1 観察する學校を擔當してゐる視學官挨拶

九二〇—九二一 時 間  
九二〇—九二一

2 學校長の説明

3 公開授業參觀

書食・休憩

一九二〇—一九二一

4 協議、懇談

(1) 學校長、教職員と懇談

(2) 町村當事者、父兄會、學務委員會代表と懇談

(3) 會員相互研究

5 所見發表

各班一人宛

一九二〇—一九二一

#### 文部省派遣官總評

6 學校長挨拶

一九二〇—一九二一

#### 四、協議實施要領

1. 協議の部を分科協議會と合同協議會とに分ける。

2. 分科協議會の司會者は互選によつて講習員の中から選任する。

合同協議會の司會者は文部省派遣の講師がこれに當る。

3. 各都道府縣上りの講習員をそれぞれ五班に分けて五個の分科協議會を編成する。

4. 各分科協議會に於て、各三つの題目(別表)を協議し、到達した結論を代表者が合同協議會に於て發表する。

5. 初めの三日間で分科會の協議を終了し、合同協議會に於ける發表の準備をする(協議要綱のプリント等各會擔當)。

6. 合同協議會は、午前中分科會の結論を發表し、午後更に協議を重ねて會としての結論に達する。

7. 各分科會擔當以外の問題は最終日の午前等に協議する。

協議題目	分科區分
1 民主教育に於ける視學官の在り方	1
2 現職教員の再教育	2
3 学校經營の民主化	3
4 学校生活の新形態	4
5 教授方法の検討	5
6 生活環境と教材の採り方	
7 時間割編成上の諸問題	
8 学校成績判定の標準の問題	
9 学校經營上の經濟問題	
10 社會教育上の諸問題	

備考

各都道府縣の講習員は分科區分に従つて五班に別れ班別協議會をつくる。